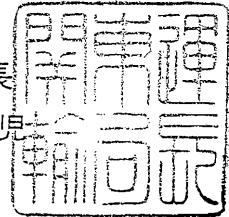




関自旅二第2648号の3
平成16年3月31日

社団法人 全国個人タクシー協会関東支部
支部長 原 勇 殿

関東運輸局長
石井健児



一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（介護輸送サービスに限る。）に関する制度について

標記について、平成16年3月16日付け自動車交通局旅客課長通達（国自旅241号）に基づき、本日付けで別紙のとおり公示したので了知のうえ、傘下事業者に対し周知徹底されたい。

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（介護輸送サービスに限る。）に関する制度について

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行う要介護者等の輸送サービス（以下「介護輸送サービス」という。）に限る。）に関する制度を下記のとおり定めたので公示する。

平成16年3月31日

関東運輸局長 石井健児

記

1. 運賃

(1) 運賃の種類

運賃の種類は、次のとおりとする。

イ 時間制運賃

旅客の指定した場所に到着した時から旅客の運送を終了するまでの実拘束時間に応じた運賃。

ロ 距離制運賃

旅客の乗車地点から降車地点までの実車走行距離に応じた運賃。

ハ 定額運賃

一定の輸送範囲において定額運賃を設定する運賃。

(2) 時間制運賃

イ 時間制運賃の適用方法

① 時間制運賃は、15分又は30分単位とし、15分若しくは30分未満の端数が生じた場合は切り上げるものとする。

② 時間制運賃は、10円単位とし、10円未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) 距離制運賃

イ 距離制運賃の適用方法

① 走行距離の算出は、走行距離積算計によること。

② 加算運賃は、100メートル単位とし、100メートル未満の端数は切り捨てるものとする。

③ 距離制運賃は、10円単位で設定するものとする。

(4) 定額運賃

定額運賃の適用方法

① 利用実態に応じた一定のゾーン内において、定額運賃を設定することができるものとする。

② 適用ゾーンは、行政区画、道路、河川、その他の明確な区分により設定するものとする。

(5) 運賃の割増及び割引

割増及び割引は、不当な差別的取扱いをするものではなく、かつ、旅客が利用することを困難にするおそれがないものである場合に設定できるものとする。

2. 料金

料金は、不当な差別的取扱いをするものではなく、かつ、旅客が利用することを困難にするおそれがないものである場合に設定できるものとする。

なお、介護料金等旅客の運送に直接伴うものではない料金は、当然のことながらこれに含まないものであり、認可も届出も不要である。

3. 車種区分

車種は、特定大型車、大型車及び普通車の三区分とし、区分の基準は別表のとおりとする。

附則

1 本公示は、平成16年4月1日以降に管轄する運輸支局において受け付ける申請について適用する。

車種区分	自動車の大きさ等
普通車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもので乗車定員6名以下のもの及び同条に定める小型自動車で乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める普通自動車及び同条に定める小型自動車のうち身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める軽自動車でリフト又はスロープにより車椅子で乗降でき、かつ、運行時に車椅子を固定することのできる設備を有する特種用途自動車。</p>
大型車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員6名以下のもの。</p> <p>身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員7名以上のもの。</p>
特定大型車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの。</p> <p>ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）を除く。</p>
備考	ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。